

令和元年 8 月 6 日
企画部 財政課

令和 2 年度当初予算編成に関する基本方針等

- 1 令和 2 年度予算編成に関する基本方針（副区長依命通達） 1

- 2 令和 2 年度予算編成事務処理方針について（企画部長通知） 3
 - (1) 令和 2 年度予算編成事務処理方針について 3
 - (2) 令和 2 年度予算編成予定表 6
 - (3) 〔別紙 1〕 令和 2 年度予算編成における経費区分について 7
 - (4) 〔別紙 2〕 令和 2 年度一般財源各部等配分額 9
 - (5) 〔別紙 3〕 令和 2 年度節別留意事項および見積り・積算基準について（省略）
 - (6) 〔別紙 4〕 様式および提出書類（省略）
 - (7) 〔別紙 5〕 財務会計システム入力の留意点（省略）

様

副 区 長
山 内 隆 夫
小 西 將 雄

令和 2 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

区は本年 3 月、「グランドデザイン構想」実現の道程を明らかにする新たな総合計画として、「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、6 月には、「年度別取組計画」を策定した。令和 2 年度は、第 2 次ビジョンの目標達成に向けて、着実に取組を推進していかねばならない。

我が国の経済は、先行きに当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復が期待されるが、通商問題の動向が世界に与える影響、海外経済の不確実性などに留意する必要がある。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック後の景気に対する危惧、相次ぐ税制改正による減収など、区財政を取り巻く情勢は、引き続き予断を許さない。

区の平成 30 年度決算では、特別区財政調整交付金や特別区税等の増加があったものの、義務的経費等の増加が続いている。扶助費は過去最大を更新し、944 億円となり、5 年前に比べて約 200 億円増加している。経常収支比率は 84.3%で、依然として適正水準を超えている状況にある。

歳入においては、不合理な税制改正による減収額は多大なものとなっている。法人住民税の一部国税化をはじめ、地方消費税の清算基準見直し、ふるさと納税の影響などにより、区では既に単年度で約 90 億円の減収となっている。今年度実施される地方法人課税の見直しにより、さらに約 40 億円の減収が生じる見込みである。

その一方で、行政需要は多様化・複雑化し、膨大なものとなっている。福祉・医療サービスの充実、子育て支援ニーズへの対応に加えて、老朽化した区立施設の維持・更新、区の弱点ともいえる都市インフラの整備などには、莫大な経費が必要であり、これを突破するのは容易ではない。経費の無駄を排除して、限りある財源を効果的・効率的に活用し、持続可能な財政運営を維持していくことが不可欠である。

「改革ねりま」が目指す区民サービスの向上を実現するためには、時代を先取りした新しい政策を立案・実行し、区自ら身を切る行政改革を断行し、区民参加を「参加から協働へ」と更に前に進めなければならない。

そこで、令和 2 年度予算編成にあたっては、

- (1) 第2次ビジョンに基づくリーディングプロジェクトや、アクションプラン事業の推進を最優先とし、取組手法等を含め十分に検討し、予算に計上すること。
 - (2) 全ての事務事業について、事業の必要性や効果を検証し、スクラップアンドビルドを従前以上に徹底して行うこと。各部等の部長は、職員一人ひとりが事業コストや費用対効果を十分認識するよう指導すること。
- とする。
- については、下記事項に留意し、令和2年度予算の編成に取り組みたい。
この旨、命により通達する。

記

- 1 歳出については、計画的かつ効率的な予算となるよう、所要額の精査を行うこと。さらに、事業立案にあたっては、特定財源の確保に努めること。
- 2 歳入については、以下により確保に努めること。
 - (1) 区税および国民健康保険料などについては、引き続き収納対策の強化による収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。
 - (2) 負担の公平性の観点から受益者負担の適正化を図ること。
 - (3) 国庫支出金・都支出金の動向を注視し、遺漏なくその確保に努めるとともに、削減・廃止などが行われた際には、原則として事業の縮小・廃止を検討すること。
 - (4) 区有財産の更なる有効活用を進めるとともに、寄付制度の拡充など資金調達の手法について積極的に検討し、各部等の創意工夫により自主財源の一層の拡充に取り組むこと。
- 3 働き方改革関連法に伴う超過勤務時間の上限規制、会計年度任用職員制度の導入など、労務環境が大きく変化する契機を捉え、業務体制を再点検し、事務改善を徹底する必要がある。その観点を踏まえて予算を見積もること。
- 4 平成30年度決算において多額の不用額が生じた事業や多額の減額補正を行った事業については、予算積算方法、執行方法を必ず見直すこと。また、必要性が低下した事業の縮小、廃止に不断に取り組むこと。

各部（室・局）長 様

企画部長 森田 泰子

令和 2 年度予算編成事務処理方針について

令和 2 年度予算編成にあたっては、令和元年 8 月 5 日付け「令和 2 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）」を踏まえ、下記の事項に留意して編成願います。

記

[1] 枠配分予算について

- 1 厳しい財政状況にあっても、区民サービスの向上と持続可能な財政運営の両立をしていかなければならない。それにはまず、実施主体である各部等が自ら責任を持って、あらゆる角度から施策、事務事業を見直し、限られた財源の中で創意工夫しながら、メリハリをつけた予算を編成する必要がある。このため、A 経費は枠配分方式を実施する。
- 2 枠配分額は、令和 2 年度財政フレームで見込まれる一般財源から、B C 経費の財源を留保した残りの額を原資とする。その上で、各部等との基礎数値の調整により決定した一般財源を配分する。各部等の配分額は別紙 2 のとおりである。
なお、各部等の配分額は、消費税率の引き上げおよび会計年度任用職員の導入による影響額を調整した後のものである。
- 3 令和 2 年度の枠配分額についてはゼロシーリングとし、各部等はスクラップアンドビルドを徹底すること。
- 4 各部等は、枠配分方式の趣旨を踏まえ、前年度の決算分析や必要経費の精査を徹底し、減額あるいは増額すべき事業を見極め、部内各課の既存事業費にとらわれることなく部全体で柔軟に対応し、枠配分額の範囲内において適切に予算を編成すること。

[2] 歳出について

- 1 全ての事業について、その意義、実績、費用対効果、実施体制等を精査点検し、事業の存廃を含めた根本的な見直しを行った上で真に必要な経費のみ見積もること。第二次みどりの風吹くまちビジョンに基づくアクションプランの着実な実施を可能とする見積りとしつつも、事業量・事業費等は精査すること。
- 2 消費税率の引上げが見込まれていることに伴い、新税率を考慮した見積りとする。
見積もりにあたっては、経理用地課から別途通知される「契約事務に係る予算積算上の留意事項等について」を踏まえ適切に見積もること。
- 3 会計年度任用職員制度の導入に伴い、各部等はあらためて業務体制を精査・検討すること。
精査・検討にあたっては、常勤職員の業務範囲も含めて行い、真に効率的・効果的な業務体

制となるように行うこと。

- 4 事業効果を検証し、廃止すべき事業は廃止し、定例的な業務についても見直しを行い、コストの削減を図ること。また、前年度において執行率が低かった経費、減額補正を行った経費については、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。流用を行った経費については、必ず理由を確認し、実情に即して修正を行う等、積算の適正化を図ること。

なお、A経費については、執行率が90%未満であった事業または不用額が10,000千円以上であった事業は、特段の理由がない限り減額すること（原則として不用額等の3分の2以上）。さらに、企画部が送付する「不用額等抽出事業一覧」に掲載する事業については、見直し結果をその一覧に記載し、提出すること。

- 5 施設の改修改築経費については、公共施設等総合管理計画およびその実施計画を踏まえ、企画課・施設管理課等と十分に協議し、設計段階から経費の精査に努めること。また、予算要求額と起工額に大きな乖離が生じている事例が見受けられる。施設管理課等と十分に協議し、経費が大きく変動する要素の把握に努めるとともに、過去の類似施設の実績等を分析した上で見積もること。

施設の外観、内装、設備、植栽など周辺機能のグレードおよび整備内容については、その後の維持管理費を含めた長期的な視点を踏まえ、コスト削減に取り組むこと。特に学校施設については、学校施設管理基本計画に基づく標準化の考え方等を踏まえ、改築経費の抑制を図ること。

複合施設においては、経費やスケジュールについて関係各課間で調整を図った上で、いわゆる「大家」となる所管課が、責任を持って、全体的な経費の把握や進行管理を行うこと。

- 6 施設の管理運営費については、前例にとらわれることなく新たな視点をもって、事業の執行方法、管理運営方法および委託内容の規模・積算単価などの見直しを図り、工夫を凝らして経費の削減に努めること。住民団体（運営委員会等）への管理運営委託についても、委託内容等を精査し適切に見積もること。

なお、指定管理者制度適用施設の経費については、「指定管理者制度の適用に係る基本方針」およびその運用細目に基づき適切に見積もること。

- 7 外郭団体所管課は、外郭団体への支出について、総務部が令和元年7月1日に提示した「練馬区外郭団体見直し方針に基づく各見直し項目の考え方」にそって、経費区分や積算方法等の見直しを進めること。反映可能なものについては、令和2年度予算に反映すること。

- 8 補助金については、平成29年度に実施した検証結果を踏まえ、見直しを行い、予算見積りにその結果を適切に反映すること。

- 9 情報システム関連経費については、「平成32年度(31年度審査)情報化企画書の提出について」

(平成31年4月11日付け31練企情第88号)を踏まえ、適切に見積もること。予算化にあたっては、事前に情報化企画審査の可決定を受けていることが前提となるので、注意すること。

- 10 2か年以上にわたる支出負担行為を要する事業については、全体経費および執行計画を精査の上、債務負担行為を併せて見積もること。

[3] 歳入について

- 1 歳入予算については、年度内に見込みうる額を漏らさず見積もるとともに、未収金の縮減や収納率の向上に最大限努めること。
- 2 国庫および都支出金等については、より一層積極的な活用を図り、財源の確保に努めること。また、制度の変更、整理統合、補助率の見直しの動向に留意して見積もること。さらに、国・都補助金の廃止・縮小が明らかな事業は、原則として事業の廃止・縮小を前提として検討し、一般財源の増につながらないように見直しを行うこと。
- 3 使用料および手数料については、実績を考慮し、漏れのないように見積もること。手数料について、国や都との関係において改定が予定されているものについては、改定後の金額に基づいて見積もること。
- 4 適切な受益者負担の導入や、印刷物の有償頒布の拡大、広告料、未利用地の暫定的なコインパーキング化、行政財産の貸付による自動販売機の設置等、自主財源の一層の拡充に取り組み、その歳入を見積もること。また、クラウドファンディングの活用による資金調達など、新たな財源確保の仕組みの導入を積極的に検討すること。

[4] 留意事項

- 1 経費は、A経費、B経費およびC経費に区分して見積もること。経費の区分に疑義のある場合は、財政課と事前調整を行うこと。
- 2 職員人件費については、働き方改革関連法を踏まえ長時間労働の是正等に取り組み見積もりに反映させること。詳細については、別途通知する「令和2年度予算編成に係る給与関係費の見積りについて」に基づいて見積もること。
- 3 積算根拠とする下見積りは、原則として複数事業者から取り、見積書に添付すること。また、C経費事業については、図面や地図など補足資料を見積書に添付すること。A経費、B経費についても新規事業または既定事業における新規項目については同様に補足資料を添付すること。
- 4 アクションプランに掲載されている事業で、令和2年度予算を見積もる事業は、アクションプラン個別調書を作成すること。
- 5 編成にあたっては、別紙1～5の説明資料を参照すること。
なお、各種様式はグループウェア共有文書に掲載のものを利用すること。

別紙1	令和2年度予算編成における経費区分について
別紙2	令和2年度一般財源各部等配分額
別紙3	令和2年度節別留意事項および見積り・積算基準について
別紙4	様式および提出書類
別紙5	財務会計システム入力上の留意点

[5] 提出期限および提出部数

- 1 A経費 令和元年10月8日（火）
 - (1) 予算査定書（内報書不可・片面印刷） 2部
 - (2) 令和2年度当初予算A経費編成報告書 2部
 - (3) 不用額等抽出事業一覧 2部

- 2 B経費、C経費 令和元年 10月 15日 (火)
- (1) 予算見積書 (片面印刷) 3部
- (2) 款別BC経費一覧 (指定様式) 2部

- (3) 調書等 (指定様式・該当する書式を提出)
- ① アクションプラン個別調書 (A経費関連事業を含む) 3部
- ② 令和2年度C経費個別調書 2部
- ③ 工事・設計委託予算見積調書 (総括表) 2部
- ④ 工事・設計委託予算見積調書 (個別調書) 2部
- ⑤ 会計年度任用職員予算積算調書 2部
- ⑥ 債務負担行為関係資料 2部
- (4) その他補足資料 (様式なし・調書等の補足として提出) 各2部

※1 調書等は区長査定等に使用するため様式を指定する。予算要求にあたっては、指定様式での提出を必須とし、独自様式による資料は添付資料とすること。

※2 B経費および特別会計に計上される予算のうち、事業的性格が強いものは、独自様式によらず、C経費個別調書を使用すること。疑義がある場合は、財政課と事前協議すること。

※3 上記のほか、令和2年度当初予算における重点施策等に位置付けられる事業については、別途、区長査定用プレゼンテーション資料を作成すること。詳細は該当事業を所管する各部等へ個別に連絡する。

- 3 職員人件費見積書 令和元年 11月 7日 (木)
- 予算見積書 2部

令和 2 年度当初予算編成予定表

年	月	日	編 成 内 容 等	
元	8	6	火	庁議・編成方針決定
	8	8	木	各部等庶務担当課長会・係長会 予算事務説明会
				各部等において、見積書作成・ヒアリング・査定および調整など。 ※財務会計システムの要求／査定の切り替えは、 <u>財政課へ連絡。</u>
	10	中旬		職員人件費見積り依頼
	10	8	火	<u>A経費査定書 財政課提出期限【厳守】</u>
				財政課によるA経費ヒアリング
	10	15	火	<u>B経費、C経費見積書 財政課提出期限【厳守】</u>
				財政課によるB、C経費ヒアリング
	11	7	木	<u>職員人件費見積書提出期限【厳守】</u>
	12	上旬～		副区長査定、政策経営会議（区長査定）
	12	中旬～		予算内報、予算最終調整
	12	下旬		予算案内部決定
	2	1	下旬	庁議・予算案決定、予算案議会内示会、プレス発表
	2	中旬	令和2年第一回練馬区議会定例会	
	3	中旬	予算案議決	

令和2年度予算編成における経費区分について

A経費（枠内経費）

B 経費、C 経費以外の経費

B 経費（枠外経費）

1 義務的経費

(1) 人件費

諸手当、共済費を含む。

○一般職、職員（再任用含む）

○特別職

- ・ 長等（区長、副区長、教育長、常勤の監査委員）
- ・ 議員
- ・ 行政委員会委員等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員（常勤除く））

(2) 公債費

元利償還金のほか、手数料を含む

(3) 扶助費

20 節（扶助費）のうち、国庫支出金または都支出金があるもの

2 固定的経費

各部の裁量では如何ともしがたく、節減、改善等の工夫の余地がない経費。債務負担行為、義務的分担金負担金

(1) 債務負担行為

債務負担行為として、予算措置済みの事業費

(2) 義務的分担金負担金

特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都職員共済組合・議員共済組合への分担金負担金など 1,000 万円以上の事業

3 隔年に支出せざるを得ない経費

選挙執行費、「わたしの便利帳」作成費など、一件 500 万円以上の事業

※新規で B 経費に計上する場合は事前に財政課と協議すること。

4 特別会計および繰出金

特別会計および特別会計へ繰出す繰出金。ただし、公共駐車場会計および公共駐車場会計繰出金を除く。

C経費（政策的・枠外経費）

1 政策的な経費

(1)重要な新規・レベルアップ事業

区民サービスの向上に資する重要な新規・充実事業の経費

(2)臨時的・政策的に対応する経費

議会からの要望等で、政策的判断を要する事業等の経費

2 一定規模以上の施設改修

1件 500万円以上の施設改修。公園改修、道路（交通安全施設）、自転車駐車場含む。

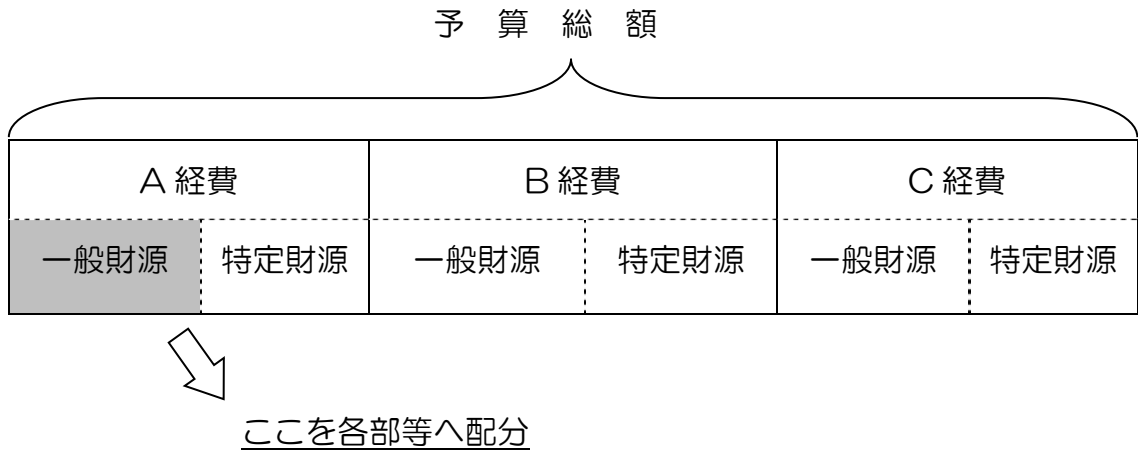
3 電算システム開発・改修経費

機器類の賃借料を含む1件 500万円以上の開発・改修経費

4 積立金

5 諸支出金

「参考」 経費区分イメージ



令和2年度 一般財源各部等配分額

(単位：千円)

No.	各部等	配分額 (A経費)
1	議会事務局	51,914
2	区長室	229,021
3	企画部	48,597
4	危機管理室	298,733
5	総務部	736,367
6	会計管理室	37,924
7	選挙管理委員会	6,302
8	監査事務局	3,933
9	区民部	334,550
10	産業経済部	299,185
11	地域文化部	2,494,680
12	福祉部	4,342,808
13	健康部	1,386,024
14	環境部	2,667,349
15	都市整備部	227,876
16	土木部	2,801,280
17	教育振興部	11,217,234
18	こども家庭部	7,366,145
	合 計	34,549,922